

# 地域協議会会長会議 次第

と き 平成 26 年 11 月 25 日 (火)  
午後 3 時 30 分～  
ところ 上越文化会館 大会議室

## 1 あいさつ

## 2 議題

平成 27 年度地域活動支援事業案の概要について ※資料 1 参照

## 3 その他

---

### [資料]

- ・ 次第
- ・ 資料 1 平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

## 平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 対象経費
(1) 総事業費	(4) 補助率・限度額の設定
(2) 配分額	5 事業の実施手順等
(3) 残額の取扱い	(1) 採択方針の取扱い
3 募集期間（主なスケジュール）	(2) 事業提案書の受付
4 事業の概要	(3) 提案事業の審査
(1) 実施方法	(4) 事業の紹介・公表

※平成 27 年度地域活動支援事業の概要は、平成 26 年度と同様とする。

## 1 趣旨

### (1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

### (2) 運用方針

- 使途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

### (3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

## 2 各区への配分額

### (1) 総事業費

- 総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

### (2) 配分額

- 均等割 126,000 千円（4,500 千円×28 区）＋人口割 54,000 千円、均等割 7：人口割 3

### (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することは行わない。

### 3 募集期間 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月下旬～ 各地域協議会において採択方針、募集期間等の決定
  - ・ 2月下旬 新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
  - ・ 3月～ 新年度の募集に向けた相談の受付
  - ・ 4月1日～ 事業の募集開始（募集期間は、地域自治区により異なる）
  - ・ 募集終了後 地域協議会での審査
  - ・ 審査終了後 採択事業の決定・公表
  - ・ 採択決定後 補助金の交付決定・事業の実施
- 事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

### 4 事業の概要

#### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く。）

#### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。
  - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
  - ・ 公序良俗に反する事業
  - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
  - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

#### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
  - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
  - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
  - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### (4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

## 5 事業の実施手順等

### (1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
  - ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

### (2) 事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

### (3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・ 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・ 適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	・ 地域自治区ごとに設定するもの。	・ 適否を確認
ウ) 共通審査	・ すべての地域自治区の審査で共通するもの。	・ 5点満点で採点

#### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・ 全市的な方向性と合致しているか ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・ 緊急性の高い提案事業であるか ・ ほかに方法で代替できないものであるか
③実現性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	・ 新たな取組の視点はああるか ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
  - ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H26年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
  - ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
  - ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

#### **(4) 事業の紹介・公表**

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

### 上越市自治基本条例（抜粋）

（都市内分権）

第 32 条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

（地域自治区）

第 33 条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

- 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。
- 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

### 上越市地域自治区の設置に関する条例（抜粋）

（地域協議会の権限）

第 7 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
  - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

## 地方自治法（抜粋）

（地域協議会の権限）

第 202 条の 7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。